

愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成27年1月30日（金）午後2時から午後3時20分まで
- 2 場所 愛知県東大手庁舎 1階 あいち環境学習プラザセミナー室
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員7名、説明のために出席した職員13名、都市計画決定権者及び事業者8名
- 5 傍聴人 3名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 部会長の選任について
 - ・ 部会長について、成瀬委員が互選により選出された。
 - ・ 議事録の署名について、成瀬部会長が柳澤委員と吉村委員を指名した。
 - ・ 部会長代理について、成瀬部会長が酒巻委員を指名した。
 - イ 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【吉村委員】先日、現地視察をして近隣の商業施設や住宅地からの景観の影響は小さいと感じた。配慮書13ページでは、煙突の位置をごみ焼却施設の北側にしており、地域交流センターから大きく見えるが、煙突の位置を北側にした理由は何か。また、建物自体の高さはどれくらいか。
- 【事務局】現時点で煙突の位置について決まっていないが、景観の影響が大きくなるという安全側の観点から北側としている。建物の高さについても、現時点で決まっていないが、フォトモンタージュでは類似事例を参考に40mとしている。
- 【吉村委員】その旨を配慮書に記載したほうが良いのではないか。
- 【事務局】今後の配慮書には記載させていきたい。
- 【松尾委員】計画予定地は臨海部であるが、将来予測される地震や津波に対する安全

性を考慮しているか。また、焼却灰の最終処分地を考慮しているか。

【事業者】国が公表した以前の予想最大津波高は4 mとされており、現地盤高が3.2 mであることから、80 cm盛土嵩上げする。資料3の別紙の経済面の土地整備関連費では、その盛土費用も見込んでいる。なお、最新の予想最大津波高は3.2 mである。焼却灰は構成市町の最終処分場で処理することを基本としている。

【松尾委員】衣浦港3号地廃棄物処分場に近いことは考慮したか。

【事業者】衣浦港3号地廃棄物処分場で処理するかは、今後構成市町が検討することとなる。

【田代委員】審査会では、配慮書に示されている複数案を一つに絞りこむのか。また、事業実施想定区域北側の隣接地で土壤汚染が確認されているが、半田市内の当初の建設予定地では、ダイオキシン類等で計画が中止になっている。先に土壤汚染の有無を調査すべきではないか。

【事務局】審査会では複数案を一つに絞りこむのではなく、複数案の比較評価が適切かどうか審査いただきたい。絞り込みは、今後事業者が行う。隣接地で重金属の土壤汚染が確認されていることから、事業実施想定区域での適切な土壤汚染調査の実施について、部会報告に盛り込んでいきたい。なお、半田市の建設予定地については、処分場跡地の廃棄物保有水からダイオキシン類が検出されたため、大規模な対策工事が必要となり計画を中止したが、武豊の場合、仮に重金属の土壤汚染があったとしても、盛土や地下水モニタリングを行うことで、大規模な対策工事までは必要ないと思われる。

【田代委員】埋立地には、何が含まれているかわからないので、工事前に慎重な調査をお願いしたい。

【事業者】委員ご指摘のとおり工事着手前には調査を実施し、適正な対策がとれるようにしていきたい。

【田代委員】この辺りは、軟弱な粘土層が厚く堆積しているので、地震対策の検討をお願いしたい。

【成瀬部会長】配慮書148ページの計画段階配慮事項の表では、大気質と景観が選定されている。方法書以降の図書で、土壤環境について選定することはできるか。

【事務局】環境影響評価指針の参考項目によらず、地域特性や事業特性を踏まえて、土壤環境も環境影響評価項目として選定することは可能である。

【柳澤委員】地盤沈下について、武豊町や半田市内の既存の調査結果が示されているが、内陸部と埋立地では状況が異なり、参考にならない。配慮書の段階でも埋立地のデータがあると良い。生物についても、確認された重要な種は埋立地と関係がない海や山の自然度が高い地域のものが記載されているため、埋立地に関する記載をされたい。

【事務局】今回、埋立地の既存データはなかった。初めての配慮書案件であり、今後の配慮書では、ご指摘の点について検討していきたい。

【成瀬部会長】配慮書145ページでは、事業実施想定区域北側でバイオマス混焼石炭火力発電所が計画されているとの記述があるが、このアセスの手続はどう

なっているか。

- 【事務局】当火力発電所の規模は11万kWであり、アセス対象規模の11.25万kW未満である。ただし、事業者は自主アセスを行っている。
- 【成瀬部会長】準備書の大気予測では、バイオマス混焼石炭火力発電所のばい煙の寄与濃度は加味されるのか。
- 【事務局】近隣での開発が明らかなものについては、その状況を踏まえて予測・評価するよう事業者に求めている。
- 【西田委員】資料3別紙の建設候補地の評価は、前回審査会の指摘事項に係る補足資料だが、次回の審査会に示すのか。本来なら当該資料を審査すべきではないか。配慮書の前段階で位置の比較評価が行われたことを他の委員の方にも紹介していただきたい。
- 【事務局】資料3の別紙は、次回審査会の参考資料として示す。今後の案件では、初回の審査会など早い段階で示していきたい。
- 【西田委員】配慮書では、環境面のみを検討を行い、その後、経済面、社会面の検討も踏まえて事業計画を策定するのであれば、本来なら資料3の別紙で行った経済面等の評価の前に配慮書の審査を行うべきである。
- 【酒巻委員】大気質について、配慮書163ページから拡散計算による予測結果がある。煙突高さにより最大着地濃度地点と寄与濃度が若干異なるが、いずれも寄与濃度は小さく、配慮書の審査としては、A案からD案までの全てについて、ほぼ問題ないということで良いのか。
- 【事務局】配慮書は、複数案を比較検討し、重大な環境影響を回避・低減することを趣旨としている。今回、大気質について、結果的には、どの案もほとんど差はなく、重大な影響はないと考えている。

(3) 閉会